

入札要領

1. 競争入札に付する事項

(1) 入札物品名及び数量

入札番号	入札物品名	数量
1	協働推進課 小型貨物自動車（箱バンタイプ5ドア）	1台
2	建設課 軽貨物自動車（箱バンタイプ）	1台
3	農林課 軽貨物自動車（箱バンタイプ）	1台

(2) 仕様 別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限 令和7年11月28日

（ただし、部品調達の遅れなどで納期が延びる場合は要協議）

(4) 納入場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎

(5) 入札方法 一般競争入札

2. 競争入札参加資格

(1) 吉備中央町内において普通自動車(小型)の認証工場を営む者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 本町の町税を滞納していない者であること。

3. 入札手続等

(1) 入札説明書等関係書類交付期間及び場所

期間 令和7年7月9日（水）～令和7年7月22日（火）

午前8時30分から午後5時15分まで

場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎2階 総務課

(2) 仕様書に関する質問・問い合わせ

仕様書に関し質問がある場合は、書面にて提出すること。（郵送可(必着)）

期間 令和7年7月18日（金） 午後3時まで

場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎2階 総務課

(3) 入札参加資格確認申請書類の提出期間及び提出場所

期間 令和7年7月9日（水）～令和7年7月22日（火）

午前8時30分から午後5時まで

場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎 2階 総務課

提出書類 ア 入札参加資格確認申請書

(添付資料：認証工場であることを証する書面
(運輸支局の認証工場証明書の写し))

イ 競争入札に係る応札物品審査申請書

(添付資料：応札物品仕様書及びカタログ)

4. 入札日時、場所、方法等

(1)日時 令和7年7月30日(水) 午前9時から

(2)場所 岡山県加賀郡吉備中央町豊野1番地2

吉備中央町役場 賀陽庁舎 2階 中会議室

(3)入札書記載金額

入札金額は、消費税及び重量税等の諸税並びに自動車損害賠償責任保険料等自動車の購入に係る一切の経費を含む額を記入すること。

(4)入札回数

開札をした場合において、予定価格以内の入札がないときは、直ちに再度の入札を2回を限度に行う。

(5)提出書類

ア 入札書

イ 委任状(代理人を立てる場合のみ提出)

5. 入札における注意事項

(1)代理人により入札する場合は、入札前に委任状(本人の記名、押印と共に代理人の記名、押印したもの)を提出し、入札書へ本人の記名と共に代理人の記名、押印すること。

(2)一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。

(3)有効な入札を行った者のうち、予定価格以内の最低入札者を落札者とする。

(4)落札者となるべき同価格に入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

6. 入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでいつでも入札を辞退することができる。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを提出しなければならない。

7. 入札の取りやめ等

不正な行為等により公正な入札執行が困難と判断されるときは、入札を中止または延期することがある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、入札後直ちに行う再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (6) 郵便、信書便、電報、電話、電子メール又はFAXその他の電気通信による入札
- (7) 以下のいずれかに該当する入札書による入札
 - ア 記名押印のない入札書
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ 入札金額が0円、マイナスの金額又は一定の金額をもって価格を表示しない入札書
 - エ 要領を知得することができない入札書
 - オ 鉛筆や消せるボールペン等の訂正可能な筆記具で記載された入札書
 - カ 代表者印又は代理人印がスタンプ式の印鑑による押印である入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 契約条件等

- (1) 落札日から起算して14日以内に契約の締結を行うものとし、契約の締結に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (3) 落札者は、納入物品承認願及び車両カタログを提出し、発注課の承認を得なければならない。

10. その他

本公告に記載されていない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び吉備中央町財務規則等の定めるところによる。